

【別紙】 地域資源 認定品目 出品基準

品 目			地域資源としての出品基準
農産物	1	すだち	徳島県内で栽培された「すだち」の果実に限る。
畜産物	2	阿波牛	徳島県内で育成された「阿波牛」であり、県内で精肉加工（切断等）を行った精肉（冷凍可）に限る。 なお、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）」第１５条に基づき、個体識別番号の表示が義務付けられている商品に限る。 ※「加工」には、調理、味付け工程は含まない。 ※「阿波牛の定義」県内で育成された黒毛和種の内、肉質等級が（公社）日本食肉格付協会５段階規格の上位等級（５等級及び４等級）に格付された牛肉
	3	とくしま三ツ星ビーフ ゴールドスター	徳島県内で育成された「とくしま三ツ星ビーフ（ゴールドスター）」であり、県内で精肉加工（切断等）を行った精肉（冷凍可）に限る。 なお、牛トレーサビリティ法第１５条に基づき、個体識別番号の表示が義務付けられている商品に限る。 ※「加工」には、調理、味付け工程は含まない。
	4	とくしま三ツ星ビーフ シルバースター	徳島県内で育成された「とくしま三ツ星ビーフ（シルバースター）」であり、県内で精肉加工（切断等）を行った精肉（冷凍可）に限る。 なお、牛トレーサビリティ法第１５条に基づき、個体識別番号の表示が義務付けられている商品に限る。 ※「加工」には、調理、味付け工程は含まない。
加工食品	5	徳島ラーメン	「徳島ラーメン」のうち、次に掲げる全ての要件を満たすインスタント麺及び生麺の商品に限る。 ・徳島県内で製造された商品であること。 ・ラーメンスープは「茶色」「白色」「黄色」の豚骨醤油味であること。 ・麺はストレートの麺であること。 ※「徳島県内で製造された商品」とは、ふるさと納税における地場産品基準（告示第６条第３号）に準じ、原則、県内において製造、加工その他の工程を行うことにより価値の過半が生じているものを対象とする。ただし、事業者による証明は要しない。

※「牛トレーサビリティ法第１５条」

販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。